

◇大阪市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く蓄電池設備等を設置等する際に使用する届出書について所要の整備をすることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和6年1月1日から施行することにしました。

(消防局予防部規制課)